

議案第20号

清水町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清水町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p><b>第2条</b> 包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>清水町地域包括支援センター運営協議会（以下「包括支援センター運営協議会」という。）が第1号被保険者の数及び包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過したもの</u>）<u>にあつては、修了日から起算して5年を</u></p> | <p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p><b>第2条</b> 包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者<u>をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> |

| 改正後   | 改正前  |              |                      |                      |   |                      |  |
|---|--|--------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|--|
| <p>経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>包括支援センター運営協議会が包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営協議会において認められた場合には、包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 722 2103 1230"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 722 1570 842">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1570 722 2103 842">前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 842 1570 999">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1570 842 2103 999">前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 999 1570 1230">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="1570 999 2103 1230">専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table> | おおむね1,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 | おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） | おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |
| おおむね1,000人未満  | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人   |              |                      |                      |   |                      |  |
| おおむね1,000人以上2,000人未満  | 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）  |              |                      |                      |   |                      |  |
| おおむね2,000人以上3,000人未満  | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人   |              |                      |                      |   |                      |  |
| <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営協議会において認められた場合には、包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、同表</u></p>  |  |              |                      |                      |   |                      |  |

| 改正後                  |   | 改正前 |
|----------------------|---|-----|
| 右欄に定めるところによることができる。  |   |     |
| おおむね1,000人未満         | 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人   |     |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）                      |     |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |     |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。